

# 日本忍者協議会 会員規程

## （目 的）

第 1 条 この規程は、日本忍者協議会（以下「本会」という。）規約第 3 章の規定に基づき、本会の会員に関して必要な事項を定めるものとする。

## （入会手続）

第 2 条 規約第 5 条第 1 項各号に掲げる正会員、及び同条第 2 項掲げる賛助会員（以下「正会員等」という。）として入会を希望するものは、所定の入会申込書（第 1 号様式）を事務局に提出しなければならない。

## （入会基準）

第 3 条 正会員等として入会を希望するものについて、次に掲げる基準に基づき、総会の決議を経て、入会の可否を決定する。

（1）本会の趣旨に合致すること。

（2）正会員として入会を希望する都道府県、市町村、観光協会にあっては、忍者に関するゆかりがあり、忍者を活用した観光振興等に取り組むもの、民間団体、事業所にあっては忍者文化の振興に資すると認められる事業を営むものであること。

2 前項の規定に関わらず、以下に掲げるものは正会員等になることができない。

（1）過去において除名の処分を受けたもの。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）第 2 条に規定される暴力団または暴力団員、及び暴力団、暴力団員と密接な関係を有するもの。

（3）その他、法令または公序良俗に反する団体、及びこれに類するもの。

## （変更事項の届出）

第 4 条 正会員等は、その名称、住所、連絡先等、本会への届出事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

## （会 費）

第 5 条 正会員等は、毎事業年度、3 月 3 1 日までに、別表に掲げる会費の全額を納入しなければならない。年度の途中で会員資格を取得した場合、及び喪失した場合も同様とする。

2 既に納入された会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退会手続)

第 6 条 退会を希望する正会員等は、所定の退会届（第 2 号様式）を事務局に提出しなければならない。

(改 廃)

第 7 条 この規程を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 8 月 27 日から適用する。

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から適用する。

「別表」

## 会 費

会員種別	区分	会費（年額）
正会員	都道府県	500,000円
	市町村	200,000円
	観光協会	100,000円
	民間団体、事業所	50,000円
賛助会員 1口 50,000円	スペシャルスポンサー	100口以上
	ゴールドスポンサー	60口以上
	シルバースポンサー	20口以上
	ブロンズスポンサー	10口以上
	スポンサー	1口以上

※正会員として入会を希望するものが複数の団体で構成される任意団体である場合、当該任意団体は、構成する全ての団体をそれぞれ上記の区分に分類した場合における会費が最も高額となる団体の区分を適用する。

(第1号様式)

## 日本忍者協議会入会申込書

日本忍者協議会会長 あて

〒 ー  
住所

名前（法人名・代表者名）

日本忍者協議会設立の趣旨に賛同し、 年 月 日より入会したいので、下記のとおり申し込みます。

記

会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 観光協会
	<input type="checkbox"/> 賛助会員	( <input type="checkbox"/> )
担当部署		担当者名
電話番号		F A X
E-mail		U R L
忍者とのゆかり		
忍者を活用した事業、取り組み等		

(第2号様式)

## 日本忍者協議会退会届

日本忍者協議会会長 へ

〒      ー  
住所

名前 (法人名・代表者名)

年      月      日をもって日本忍者協議会を退会したいので、届け出ます。